

3 政務活動費の見直しについて

●切手・はがきの購入について（案）

切手・はがきを購入する場合は、切手等受払簿を作成し、管理する。なお、購入に当たっては、年度内に必要となる最小限度の数量にとどめ、また、政務活動費の充当は、実際に切手を使用したときとする。

ただし、切手を購入し、即時使用する場合は、この限りでない。（従来どおり購入時の領収書をもって政務活動費の充当を行う。）